

平成26年8月 岡山市教育委員会臨時会 会議録

1 開催日	平成26年8月5日 (火)		
2 開会及び閉会	開会	14時00分	
	閉会	14時55分	
3 出席委員	委員長	塩田澄子	
	委員	曾田佳代子	
	委員	東條光彦	
	委員	奥津晋	
	委員(教育長)	山脇健	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	渡辺和夫	教育次長	植田朋哉
統括審議監(企画調整担当)	佐々木辰昭	審議監(学校教育担当)	天野和弘
審議監(生涯学習担当)	山口啓二	審議監(保健体育担当)(保健体育課長事務取扱)	長畑智
教育企画総務課長	長瀬尚樹	指導課長	堀井博司
指導課教育支援担当課長	山崎克磨		
事務局(教育企画総務課課長代理)	赤野政治	事務局(教育企画総務課主任)	宗田朋子
5 議題及び結果			
第22号議案 岡山市いじめ等の問題行動及び不登校の防止に関する基本方針の決定について 原案可決			
6 議事の概要			
委員長 委員長 全委員 委員長 全委員 委員長 全委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月臨時岡山市教育委員会を開催する。</li> <li>○ 本日の傍聴希望者は7名。入室してもらってよいか。</li> <li>○ &lt;承認&gt;</li> <li>○ 日程第1, 会期は本日1日限りとしてよいか。</li> <li>○ &lt;承認&gt;</li> <li>○ 議事に入る前に会議の公開・非公開について諮る。 日程第2の報告第30号及び日程第3の第23号議案は, 教育事務に関する議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項として, 会議規則第9条第1項第3号に該当するため, 非公開としたいが, よいか。</li> </ul>		
全委員	○ <承認>		

委員長	○ それでは、日程第2の報告第30号及び日程第3の第23号議案は、非公開とする。
委員長	○ 日程第3，第22号議案について説明願う。
指導課教育支援担当課長	○ 説明（第22号の資料に沿って説明）
委員長	○ 質問，意見はないか。
曾田委員	○ 148件もの多くのパブリックコメントが寄せられているが，どのような方法で市民に回答するのか。
指導課教育支援担当課長	○ 市のホームページで回答する。
奥津委員	○ 表現の問題だが，パブリックコメント10ページ，未然防止についての1番「すべての教育活動，及び青少年育成協議会…」の部分の「及び」は，「並びに」とするほうが良いのではという意見について。
	方針の2ページ「道徳や特別活動をはじめとしたすべての教育活動」と「青少年育成協議会，子ども会，（…略…）の関係者による地域の活動」の2つの柱であると思う。そうすると，文章自体の表現は，「道徳教育や特別活動をはじめとした全ての教育活動並びに育成協議会，子ども会，地域の文化・スポーツ団体，PTA及び地域協働学校等の関係者による地域の活動を通して」のように，前の部分を「並びに」とし，最後の部分を「及び」とするのが法的な表現としては一般だと思うが，行政的には問題ないのか。
指導課教育支援担当課長	○ 指摘のとおり，訂正する。
委員長	○ 4ページの（2）教員以外の支援者や支援機関の体制整備について。いじめ専門相談員を新しく設置していると思うが，それは，掲載しないのか。
指導課教育支援担当課長	○ 必要な人材の配置・派遣や教育相談室および適応指導教室の機能強化に含めて表現している。
委員長	○ いじめ専門相談員は，今年度からの事業か。
指導課教育支援担当課長	○ そうだ。脚注の（9）で詳しく説明している。
東條委員	○ 2ページの下から2つめの段落，「傍観者」という表現について。 文部科学省でそうした表現をしているのか。当事者からすると，傍観者ではないという人もいると思うので，「いわゆる傍観者」という表現のほうがいいのではないか。 また，かぎ括弧を多用すると，文章として整わない。内容が変わるわけではないが，かぎ括弧を削除し，いわゆる傍観者としたほうがいいのではないか。
教育企画総務課長	○ いわゆる定義づけされている傍観者とは違い，ここだけに通用する傍観者であれば，かぎ括弧が生きると思うが，それについてはどうか。
東條委員	○ いじめに関する調査の聞き取りの内容を見ていると，傍観していたわけではないと主張する人もいる。実際，全ての人を傍観者という言葉で包括するのは無理ではないかと思う。
指導課教育支援担当課長	○ 文章中では，見てみぬふりをするという，いわゆる積極的に働きかけはしないという意味で記述しているので，「傍観者」としている。文部科学省が示しているものの中にこの言葉があったかどうかは，はっきりと記憶にない。いじめの対応等の際には，よく使われる言葉ではある。
東條委員	○ 調査研究書ではよく使う言葉だが，それをそのまま流用していいのかと気になった。確かに，この層に働きかけるのは一番重要なポイントだが，表記としてはこのような記載をしないほうが読みやすいのではないか。
指導課教育支援担当課長	○ かぎ括弧を記載せず，いわゆる傍観者という表現でよいか。
東條委員	○ そのほうがやわらかい。まわりの子どもたちが声を上げやすい雰囲気を

	<p>作るという趣旨はそれでよい。ただ、「傍観者」とすると、加担しているというニュアンスを込めてしまう。嫌だと思っても声をあげられない子もいると思うので、「いわゆる」という言葉を追記した方がいいのではないかと改めて感じた。問題ないと思うなら、そのままでも良いが、少し気になった。</p>
<p>指導課教育支援担当課長 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ やわらかくするために表現の修正をしたい。</li> <li>○ 関心があるが出さないというのは、いじめに限らず、問題行動全般にある。「傍観者」は、自分は我関せずという意味の言葉であろう。ここでは、一般的な傍観者とは少しニュアンスが違うので、それをどう表現するかだ。</li> </ul>
<p>曾田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校現場でも、社会学の4層構造はかなり定着しているので、傍観者という言葉は理解できるはずだ。 基本方針なので、生徒指導提要から引用してはどうか。2010年の生徒指導提要について、指導課から学校に紹介しているのか。学校は自主的に生徒指導提要をひもといて、いじめや問題行動の解決に取り組んでいるのか。</li> </ul>
<p>指導課教育支援担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導提要は、いわゆる生徒指導のバイブル的なものになっている。担当者会等を開催し、様々なことが起こった際に活用するよう説明している。</li> </ul>
<p>曾田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 30年ぶりに改定されたもので、学校も大事にしていると思うが、忙しい現場で、何百ページもある提要をひもとくのも難しい。基本方針を策定した後に、指導課がリーフレットを作るのか説明会をするのか、具体的にどうするのかわからないが、そうした中で提要のいじめの部分をつまみピックアップして、方針の文言との整合性を持たせたほうが良い。</li> </ul>
<p>指導課教育支援担当課長 委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参考だが、他都市の基本方針では、4層構造にふれ、層の中での名称として傍観者と記載しているところは多くある。</li> <li>○ パブリックコメントの意見にもあったが、何かに気が付いたら、誰でもいいから大人に相談しようというような、児童生徒の視点という発想がもう少しあってもよかったのではないか。 例えば、3ページ「ウ 家庭との連携」の項目があるが、児童生徒との連携という項目があっても良かったかもしれない。見て見ぬふりをするのではなく、あったことを相談しようという積極的な働きかけを呼びかけてもよかったのではないか。具体的な施策には、児童生徒との連携についても取り入れてほしい。</li> </ul>
<p>曾田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの重大事態への対処についての部分だが、附属機関が設置されれば、学校現場も安心する。ところで、ここでいう、重大事態の定義とは何か。何年にもわたって、いじめかいじめではないかでトラブルになることもある。それは重大事態になるのか。誰も命を落としたり、傷害を受けたりしたわけではない。いじめかそうではないかの行き違いで、不登校になったり、学校が嫌いで行きづらくなったりとう事例があるかも知れない。長年にわたって解決していないものは、重大事態と言うのか。</li> </ul>
<p>指導課教育支援担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ防止推進法に定める定義は、重大な傷害を受けたり、金品・財産を奪われたり、不登校になって年間30日以上欠席になるなど、そうした疑いがあるものを重大事態と定義している。</li> </ul>
<p>曾田委員 指導課教育支援担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トラブルが長年続いているような事案は、どこで解決するのか。</li> <li>○ 基本方針には、保護者や子どもの申し立てによるものというものもあるので、そういうことを考えれば、重大事態としてとらえて対応しなければいけないのではないかと思います。</li> </ul>

曾田委員	○ 今まで、教育委員会事務局や弁護士が対応していた事案が、公の附属機関でできるようになれば、少し解決が早いのではないかと思います。
奥津委員	○ パブリックコメントの意見を受けて新しく修正している基本方針5ページの部分だが、「同僚性を高めて」の同僚性という言葉が聞きなれないが。
指導課教育支援担当課長	○ 学校現場の言葉だ。
委員長	○ 少し違和感がある。
奥津委員	○ 広辞苑などに掲載されているのか。
指導課教育支援担当課長	○ 今、同僚性というのが教育の課題の一つになっている。以前は、教職員間の濃密な関係があったが、多忙化する中でこうした関係がだんだんなくなっている。教職員のメンタルヘルスの問題も絡んで、同僚性を形成するために何らかの取組が必要ではないかとよく言われている。ただ、一般市民からすると、この言葉はわかりにくいかも知れない。
東條委員	○ 今までの議論の中でも出てきたが、誰に向けて出す基本方針なのかということだ。基本的には教職員だが、一方で、基本方針なので、岡山市ではこのように取り扱うということメッセージとして市民に示すものだ。教職員にはわかるが、それ以外の人にはわからないというものであれば、違和感がある。 サポートし合ったり、苦言を呈し合ったりするような深い関係を築いていこうということであろうが、先ほどの傍観者と同じで、読んだときに疑問がわく。しかし、脚注を作ると詳細になるので、悩みどころではある。教職員がわかるのが一番という判断であれば、これでも良いが、市民向けの方針という感じがやや薄い。悪くはないが、わからない人はいるかもしれない。本質が変わるものではないが、どう表現するかという工夫は必要だ。
曾田委員	○ 個人的には、同僚性という言葉が適切であると思う。説明すると余計に煩雑になる。脚注が増えても、脚注で説明しておけばよいのではないかと。確かに、他の職種ではあまり使わない特殊な用語かもしれない。
奥津委員	○ 仲良いという意味だけではないと思うのだが、同僚に性がつくと、何に重点を置いているのか今ひとつよくわからない。
教育長	○ 仲良いということだけでなく、お互いがお互いを理解するような関係にならなければならない。
曾田委員	○ 今は、主幹教諭や指導教諭がいて、教員集団は鍋蓋（管理職を除いて横並び）ではないと言われるものの、やはり、鍋蓋である。この言葉は、組織の連携を図るという特殊な言葉だと思う。
奥津委員	○ 社会一般的には、助け合ってとかサポートし合ってとかいくらでもある。
曾田委員	○ 年齢や経験の差があるが、横一列の組織の中で、立場が違う人が教えあうというか、詳しく説明するとややこしくなるので、同僚性と一言で言ったほうがわかりやすい。ただ、一般市民向けには脚注があったほうがいいのではないかと思います。
指導課教育支援担当課長	○ 基本方針6ページの「イ すべての教職員による指導体制の構築」の項に、一部の教職員で抱え込まず、組織的な対応・支援が必要だと記述している。そうしたことの基盤になるのが、同僚性。助け合いという意味だ。
教育長	○ 組織の一員として、お互いの考えをできるかぎり知り合う。その中で、助言できることは助言していくことも含めないといけない。単純な助け合いではない。
東條委員	○ そういうことを汲み取りながら読んでもらうという方法も考え方とし

教育長	てあるかもしれない。
曾田委員	○ 教職員の横のつながりが無くなってきている中で、教職員はよく使う言葉だ。
委員長	○ 1人の子どもの多くの教職員が関わっているので、大学のように自分の研究にまい進するようなイメージではない。
曾田委員	○ 関係性というような簡単な言葉では表せない、深い意味を持つ言葉であるということか。
渡辺教育次長	○ 脚注でも書きにくいのか。
曾田委員	○ 脚注で解決するのも非常に難しい。
渡辺教育次長	○ 本文に書くのはもっと書きにくいだろう。
曾田委員	○ 本文に短い単語で表せるような中身ではない。
渡辺教育次長	○ 脚注の文章を長くしたらどうか。
曾田委員	○ 全て網羅できるように脚注を作るのもかなり難しい。
東條委員	○ 市民にもわかってもらわないといけないが、一番よく見るのが誰かだ。
審議監（学校教育担当）	○ 「ア 教職員の共通理解と資質向上」の項目は、個々の資質向上に関する記述。「イ すべての教職員による指導体制の構築」の項目は、皆で支えようという内容を網羅しているので、同僚性は、イの項目に移し、説明をもう少し丁寧に加筆することで対応できるのではないか。 アとイの項目の違いがわからない。アは、工夫をして資質を上げていこう、イは、皆で指導していこうという集団としての話に読み分けようとすると、両方混ざった状態になっている。
委員長	○ アは、資質向上のための体制で、イは、指導体制であり、若干意味が違う。同僚性は、十数年前から盛んに言われるようになった。かつては、同僚性と言わず、お互いに支えあい助け合うと言っていたが、この言葉が出てきてからは、それだけでは言い切れないニュアンスが含められるようになった。 この部分をしっかり読み込まないといけないのは教職員だ。教職員ならこの言葉で説明できる。できたらこのままにしていただければありがたい。
曾田委員	○ 読んだときに違和感はあるが、「同僚」という漢字の持つ意味から、察しはつく。いいのでないか。
曾田委員	○ 何か月も費やして良い方針ができた。当初の案からはだいぶ変わっている。岡山市の方針の特徴として、いじめだけでなく、問題行動や不登校についても触れているのも成果が上がったところだ。いじめや周辺の問題を解決するために、どう具体案を示していくかだ。様々な工夫が必要だ。ここからだと思うので、頑張ってもらいたい。 別の話だが、教育委員会が所管している附属機関の一覧表はあるか。附属機関と教育委員会がどう関係してくるのかわかれば、いじめや他の施策の足りないところや足りている部分わかる。 生涯学習関連など、市長事務局にも関連するものもあると思うが、目指すところがあり、それに対する根拠がある専門機関と教育委員会がどのように関係しているかを見せてほしい。
渡辺次長	○ 今回の基本方針に関わる審議会だけでなく、例えば、文化財の審議会のようなものも含めてか。
曾田委員	○ そうだ。今すぐということではないが、次の行政評価との関係もあるので知っておきたい。
渡辺次長	○ 承知した。
東條委員	○ 基本方針の「8 その他」の項目で、必要な事項は別に定めるとあるが、

<p>指導課教育支援担当課長</p>	<p>必要な事項とは何か。</p> <p>○ まず、重大事態に関わる発生の報告様式，調査報告の様式だ。また，パブリックコメントでも図にしてもらったらわかりやすいという意見も多数あったので，検討していかないといけないと思っている。</p>
<p>東條委員 指導課教育支援担当課長 委員長</p>	<p>○ フロー図のように，流れを記載したものか。</p> <p>○ そうだ。</p> <p>○ 実際に事例が起こったときに，それぞれの機関がどう動くのかシミュレーションを行い，すぐに行動できるようフローチャートが必要だ。それを先に作っておかないと，学校が作った方針と教育委員会が作った方針のフローチャートが違うということになるとおかしくなる。大枠でもいいので，教育委員会と学校が作成する方針の連携確認が必要ではないか。</p> <p>また，教育委員会や外部の相談窓口を一覧表にしたものを学校に示してはどうか。基本方針には掲載しないとしても，学校へ示しておき，学校が方針を作る際に入れ込めば，よりわかりやすい具体的な方針ができるのではないかと思う。</p>
<p>指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 相談機関と関係機関については，生徒指導の担当者会で岡山市が関係している機関の一覧表を示しており，学校はそれを活用している。</p>
<p>委員長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 基本方針の広報の仕方は。</p> <p>○ 学校へ送付し，ホームページに掲載する。また，教職員が常に携帯できるように，基本方針をA3判の両面刷りで，見開きの形にしたようなものの作成を考えている。</p>
<p>委員長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 子どもたちへの周知は考えているのか。</p> <p>○ 検討中ではあるが，A3判のものを，学校を通じて家庭に配布することは可能だ。</p>
<p>委員長</p>	<p>○ 学校で守られているというのはわかると思うが，子どもたちに対して，岡山市がいじめに対して深く考え，基本方針を出し，岡山市全体で守っていくことを伝える方法はないか。</p>
<p>指導課教育支援担当課長 教育長</p>	<p>○ どのような方法があるか検討していきたい。</p> <p>○ まずは教師・保護者がしっかり方針の内容を理解しなければいけない。その中で，子どもたちにもいじめはどういうものか，人間関係の中で絶対あってはならないことだということを，この理念を基に伝え，指導していかなければならない。この方針そのままでは子どもたちは理解できないだろう。いかに教師や大人がこの方針の中で指導していくかだ。</p>
<p>曾田委員 委員長 曾田委員</p>	<p>○ 生徒会での取組や学級づくりでの事例はお互い交換していると思うが。</p> <p>○ 基本方針の考え方を持った中で，そうした活動をしなければならない。</p> <p>○ 本市が問題行動等検討委員会でまとめた報告書や国・市の基本方針，生徒指導提要など，根拠となるものが散乱している。こうしたものが別々に動かないように，常にリンクさせておかなければいけない。色々なところに解決のヒントがある。指導課はまだ「みちしるべ」は作成しているのか。</p>
<p>指導課教育支援担当課長 曾田委員 指導課教育支援担当課長 曾田委員  教育長</p>	<p>○ 不定期だが，随時テーマをつくって学校にお知らせしている。</p> <p>○ いじめのテーマが多いのか。</p> <p>○ いじめはかなり取り上げた。</p> <p>○ そうしたものが様々なところに分散しているので，うまく合体して使えるように常に広報していると，教職員が手に取りやすい。基本方針は大前提で読んでおかないといけないが，ばらばらの知識や対応では効果が上がりにくいので，指導課から時々啓発するのがよい。</p> <p>○ 言葉の整理という，表現的な問題の指摘があった。方針自体についてこれでよいか。ここで決定していただきたい。</p>

<p>東條委員 指導課教育支援担当課長</p> <p>委員長 全委員 委員長 委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 方針についてはこれでよい。</li> <li>○ それでは、先ほど指摘があった2点、2ページ(2)基本的な考え方「未然防止」の4行目の部分、「道徳や特別活動をはじめとしたすべての教育活動ならびに青少年育成協議会、子ども会(…略…)PTA及び地域協働学校による」と修正し、また、10行目の「傍観者」のカッコを削除した上で「いわゆる傍観者とする」という文言に修正する。</li> <li>○ 第22号議案を修正した上で可決してよいか。</li> <li>○ &lt;承認&gt;</li> <li>○ 第22号議案を可決する。</li> <li>○ 以上で、公開議案の審議は全て終了する。</li> </ul>
--	--

傍聴の状況		
報 一	道 般	7名 0名

平成26年8月 岡山市教育委員会臨時（非公開） 会議録

1 開催日	平成26年8月5日（火）		
2 開会及び閉会	開 会	14時55分	
	閉 会	15時10分	
3 出席委員	委 員 長	塩 田 澄 子	
	委 員	曾 田 佳 代 子	
	委 員	東 條 光 彦	
	委 員	奥 津 晋	
	委員（教育長）	山 脇 健	
4 会議出席者			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	渡 辺 和 夫	教育次長	植 田 朋 哉
統括審議監（企画調整担当）	佐々木 辰 昭	審議監（学校教育担当）	天 野 和 弘
審議監（保健体育担当）（保健体育課長事務取扱）	長 畑 智	教育企画総務課長	長 瀬 尚 樹
指導課長	堀 井 博 司	指導課教育支援担当課長	山 崎 克 磨
事務局（教育企画総務課課長代理）	赤 野 政 治		
5 議題及び結果			
報告第30号 専決処理の報告（私有自動車の破損に係る和解及び損害賠償の額を定めることへの同意について）			承 認
第23号議案 市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について			原案可決